健 が 発 ０８０６第 １号
令 和 元 年 ８月 ６日

都道府県衛生主管部(局)長
各 殿
小児がん拠点病院の長

厚生労働省健康局がん・疾病対策課長
（ 公 印 省 略 ）

地域ブロック協議会の設置・運営及び小児がん連携病院の指定等について

がん対策の推進につきましては、日頃より特段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

小児がん拠点病院等の整備につきましては、平成30年７月31日付け健発0731第２号「小児がん拠点病院等の整備について」の別添「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」（以下「指針」という。）に基づき、厚生労働大臣により小児がん拠点病院の指定を行ったところですが、今般、下記のとおり、指針Ⅲの１に基づく地域ブロック協議会の設置要件、小児がん連携病院の指定等に係る事項を定めましたので、通知いたします。

各都道府県及び各小児がん拠点病院におかれましては、本通知の内容にご留意の上、各地域における小児がん診療のネットワーク化を進め、地域において適切な連携のもと、小児・ＡＹＡ世代の患者が質の高いがん医療・支援を受けることができる体制の構築に努めていただきますよう御協力お願い致します。

記

１．地域ブロック協議会の設置・運営について

（１）地域ブロック協議会の設置要件

小児がん拠点病院(以下「拠点病院」という。)は、指針Ⅲの１に基づく地域ブロック協議会を設置し、その運営を担うこととされているが、設置要件は以下のとおりとする。

① 地域ブロック協議会の構成

・地域ブロック協議会には、拠点病院、小児がん連携病院（以下「連携病院」という。なお、小児がん連携病院指定前においてはその候補となる医療機関を含む。）及び当該地域ブロック内の都道府県の担当者が参加すること。

・当該地域ブロックにおいて小児がん診療を提供する際に重要な役割を果たすと考えられる医療機関、地域ブロックを越えて連携が必要な医療機関及び都道府県の担当者に対しても、必要に応じて参加を求めること。

・患者団体及び診療に関する学識経験者の団体の参画も求めることが望ましい。

② 地域ブロック等

表に定める地域ブロックごとに、地域ブロック協議会を設置する。また、地域ブロック内に複数の拠点病院がある場合は、互いに協力してその運営を担うこと。

なお、各地域ブロック協議会の下に、議題又は地域ごとに下部会議体を設置することを妨げない。

地域ブロック名	都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東甲信越	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野
東海北陸	富山、石川、岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

（２）地域ブロック協議会の役割

地域ブロック協議会は、指針Ⅲの２に基づき、連携病院の指定要件の策定及び連携病院の指定に際して議論を行い、指針Ⅱの６に基づく情報共有及び相互評価を行うほか、小児がん地域計画書の策定その他各地域ブロックにおける小児がん診療のネットワーク化及び地域における小児がん医療・支援の提供に必要な事項等の検討を行い、小児がん及びＡＹＡ世代のがんの医療・支援の質の向上に努める役割を担うものとする。

（３）小児がん地域計画書の策定について

地域ブロック協議会は、各地域ブロックにおける小児がん医療・支援の提供の目標等に係る小児がん地域計画書を策定し、別途指定する様式により、毎年度、４月１日（令和元年度については 10 月 31 日）までに、厚生労働省健康局がん・疾病対策課長に報告すること。

（４）小児がん連携病院の指定要件の策定について

地域ブロック協議会は、指針Ⅲの２の（１）から（３）に示す事項を参考に、各地域の実状を踏まえた上で、各地域ブロックの連携病院が最低限満たすべき要件を定めることとされているが、地域ブロック協議会は、令和元年 10 月 31 日までに要件を策定するとともに、必要に応じて要件の見直しを行うものとする。

なお、要件については、前年度から要件の変更を行わなかった場合も含め、別途指定する様式により、毎年度、10 月 31 日までに、厚生労働省健康局がん・疾病対策課長に報告すること。

２．小児がん連携病院の指定及び指定の取り消しについて

拠点病院は、地域の質の高い小児がん医療及び支援を提供するための一定程度の医療資源の集約化を図るために、指針Ⅲの２及び３（２）において、事前に地域ブロック協議会において議論を行い、意見を聴取した上で、連携病院を指定又は指定の取り消しを行うこととされているが、拠点病院は、策定した指定要件に基づき、地域ブロック協議会の意見を聴取したうえで、令和元年 10 月 31 日までに、自施設が連携する連携病院を指定するとともに、必要に応じ新たに指定又は指定の取り消しを行うこと。その際、指針Ⅲの２の（１）「地域の小児がん診療を行う連携病院」又は（２）「特定のがん種等についての診療を行う連携病院」を指定する場合については、連携を行うがん種等を明らかにしたうえで指定することとす

る。なお、一つの連携病院が複数の拠点病院と連携することは妨げない。

また、拠点病院は、別途指定する様式により、指針Ⅲの３の（３）に基づき、指定又は指定の取り消しを行った連携病院について、地域ブロック協議会を通じて、毎年度、10 月 31 日までに、厚生労働大臣に報告すること。

３．その他

小児がん地域計画書の策定、連携病院の指定要件の策定並びに連携病院の指定及び指定の取り消しの報告については、厚生労働省においても確認を行い、必要に応じて照会及び技術的助言を行う場合がある。

また、報告された事項については、厚生労働省及び小児がん中央機関において、公表する場合があることを申し添える。